

令和3年3月24日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第 7 号 草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部を改正する規則案
- 議第 8 号 草津市立草津クレアホール条例施行規則の一部を改正する規則案
- 議第 9 号 草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則案
- 議第 10 号 草津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案
- 議第 11 号 草津市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則案
- 議第 12 号 草津市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令案
- 議第 13 号 草津市学校教職員結核性疾患取扱規程を廃止する訓令案

議第7号

草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和3年3月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立草津アマカホール条例施行規則（平成4年草津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「6月前の日」の右に「の属する月」を加える。

別記様式第1号中「㊤」を削る。

別記様式第2号中「、リハーサル室および楽屋（和室・洋室）」を「およびこれと同時に使用する施設」に、「および研修室」を「、研修室およびリハーサル室」に改める。

付 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別記様式第1号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則 (案)	旧規則
第1条～第3条 (略) (使用許可申請等) 第4条 (略) 2 前項の申請書の提出期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 文化教室 (1・2)、研修室およびリハーサル室 使用日の6月前の日の属する月から使用日の3日前の日まで 3 (略) 第5条～第10条 (略)	第1条～第3条 (略) (使用許可申請等) 第4条 (略) 2 前項の申請書の提出期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 文化教室 (1・2)、研修室およびリハーサル室 使用日の6月前の日から使用日の3日前の日まで 3 (略) 第5条～第10条 (略)

草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規規則（案）

旧規則

別記様式第 1 号

別記様式第 1 号

別記

様式第1号(第4条第1項関係)

草津市立草津アミカホール使用許可申請書

許可年月日

様

使用団体名
住 所
責任者氏名
電話番号

草津市立草津アミカホール条例施行規則第4条第1項により使用の許可を申請します。

使用日	年	月	日
使用施設	使用時間	※施設使用料	※備考
ホー ル	時 分から 時 分まで	円	
リハーサル室	時 分から 時 分まで		
文化教室1	時 分から 時 分まで		
文化教室2	時 分から 時 分まで		
研修室	時 分から 時 分まで		
合 計		円	
使用目的 使用目的、内容を詳しくお書きください。 目的 ・文化芸術に関する事業 ・その他（ ） 内容			
催し物の名称			
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円 使用人数 人

※欄は、記入しないでください。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記

様式第1号(第4条第1項関係)

草津市立草津アミカホール使用許可申請書

許可年月日

様

使用団体名
住 所
責任者氏名
電話番号

草津市立草津アミカホール条例施行規則第4条第1項により使用の許可を申請します。

使用日	年	月	日
使用施設	使用時間	※施設使用料	※備考
ホー ル	時 分から 時 分まで	円	
リハーサル室	時 分から 時 分まで		
文化教室1	時 分から 時 分まで		
文化教室2	時 分から 時 分まで		
研修室	時 分から 時 分まで		
合 計		円	
使用目的 使用目的、内容を詳しくお書きください。 目的 ・文化芸術に関する事業 ・その他（ ） 内容			
催し物の名称			
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円 使用人数 人

※欄は、記入しないでください。

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）

旧規則

別記様式第2号

様式第2号

様式第2号（第4条第3項関係）

様式第2号（第4条第3項関係）

草津市立草津アミカホール使用許可書

許可No. 年 月 日

使用団体名
住 所
責任者氏名 様

印

次のとおり使用を許可します。

使用日	年	月	日	使用時間	※施設使用料	※備 考
使用施設				時 分 まで	円	
ホ ール				時 分 まで		
リハーサル室				時 分 まで		
文化教室1				時 分 まで		
文化教室2				時 分 まで		
研修室				時 分 まで		
合 計					円	
使用目的	目的 ・文化芸術に関する事業 ・その他（ ） 内容					
催し物の名称						
入場料等の有無	有・無	左側の金額	円	使用人数	人	
特記事項						

草津市立草津アミカホール使用許可書

許可No. 年 月 日

使用団体名
住 所
責任者氏名 様

印

次のとおり使用を許可します。

使用日	年	月	日	使用時間	※施設使用料	※備 考
使用施設				時 分 まで	円	
ホ ール				時 分 まで		
リハーサル室				時 分 まで		
文化教室1				時 分 まで		
文化教室2				時 分 まで		
研修室				時 分 まで		
合 計					円	
使用目的	目的 ・文化芸術に関する事業 ・その他（ ） 内容					
催し物の名称						
入場料等の有無	有・無	左側の金額	円	使用人数	人	
特記事項						

草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則 (案)	旧規則
付 則 この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別記様式第1号の改定規定は、令和3年4月1日から施行する。	1 使用許可の取消し等 ・ 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。 ① 草津市立草津アミカホール条例（以下「条例」とする。）またはこの条例に基づき規則に違反して使用しようとし、または使用したとき。 ② 許可の条件に違反したとき。 ③ 偽りその他の不正の手段により許可を受けたとき。 ④ その他教育委員会が使用を不適当と認めるとき。 ⑤ 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。 ⑥ 使用に際して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。 ⑦ 災害その他公益上必要が生じたとき。 2 使用料の返還 ・ 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。 ① 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき。 全額 ② 草津市立草津アミカホール（以下「アミカホール」とする。）の管理上の都合により施設を使用できないとき。 全額 ③ 条例第6条の規定によりホールおよびこれと併設に使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額 ④ 条例第6条の規定により文化教室（1・2）および研修室およびリハーサル室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 7割相当額 ⑤ 条例第6条の規定により文化教室（1・2）および研修室の使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額 ⑥ 市長が特に遷付する必要があると認めるとき。 市長が定める額 3 損害賠償 ① 使用者が、アミカホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。 ② 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

議第 8 号

草津市立草津クリアホール条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 4 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立草津クリアホール条例施行規則の一部を改正する規則案

草津市立草津クリアホール条例施行規則（平成26年草津市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「6月前の日」の右に「の属する月」を加える。

別記様式第2号中「リハーサル室」を「展示ホール」に、「展示ホール」を「リハーサル室」に改める。

付 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

草津市立草津クレールホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
第1条～第3条（略） （使用許可申請等） 第4条（略） 2 前項の申請書の提出期間は、次に掲げる施設については、当該各号に定めるとおとしする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) （略） (2) 和室、練習室、リハーサル室および活動室 使用日の6月前の日の<u>属する月から</u>使用日の3日前の日まで 3 （略） 第5条～第10条（略）	第1条～第3条（略） （使用許可申請等） 第4条（略） 2 前項の申請書の提出期間は、次に掲げる施設については、当該各号に定めるとおとしする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) （略） (2) 和室、練習室、リハーサル室および活動室 使用日の6月前の日から使用日の3日前の日まで 3 （略） 第5条～第10条（略）

草津市立草津クレアホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）

旧規則

別記様式第 1 号（略）

別記様式第 2 号

別記様式第 1 号

別記様式第 2 号

様式第 2 号（第 4 条第 3 項関係）

草津市立草津クレアホール使用許可書

使用団体名 住所 責任者氏名 様	許可 年 月 日 印
---------------------------	------------------

次のとおり許可します。

使用日	事 月 日（ ）	※施設使用料	※備 考
使用施設	使用時間	円	
ホール	時から 時まで		
リハーサル室	時から 時まで		
練習室 1	時から 時まで		
練習室 2	時から 時まで		
和室	時から 時まで		
展示ホール	時から 時まで		
活動室	時から 時まで		
合 計		円	

使用目的
内容

催し物の名称					
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円	使用人数	人
特記事項					

様式第 2 号（第 4 条第 3 項関係）

草津市立草津クレアホール使用許可書

使用団体名 住所 責任者氏名 様	許可 年 月 日 印
---------------------------	------------------

次のとおり許可します。

使用日	事 月 日（ ）	※施設使用料	※備 考
使用施設	使用時間	円	
ホール	時から 時まで		
リハーサル室	時から 時まで		
練習室 1	時から 時まで		
練習室 2	時から 時まで		
和室	時から 時まで		
展示ホール	時から 時まで		
活動室	時から 時まで		
合 計		円	

使用目的
内容

催し物の名称					
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円	使用人数	人
特記事項					

草津市立草津クレーンホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則 (案)	旧規則
1 使用許可の取消し等 ・ 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。 ① 条例またはこの条例に基づき規則に違反して使用しようとし、または使用したとき。 ② 許可の条件に違反したとき。 ③ 換りその他の不正の手段により許可を受けたとき。 ④ その施設等委員会が使用を不適当と認めるとき。 ⑤ その他使用に關して、委員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。 ⑥ 災害その他公益上必要が生じたとき。 2 使用料の返還 ・ 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。 ① 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき。 全額 ② クレーンホールの管理上の都合により施設を使用できないとき。 全額 ③ 条例第6条の規定によりホール、展示ホールおよびこれらと同時に使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額 ④ 条例第6条の規定により和室、練習室、展示ホールおよび活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 7割相当額 ⑤ 条例第6条の規定により和室、練習室、展示ホールおよび活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額 ⑥ 市長が特に認付する必要があると認めるとき。 市長が定める額 3 損害賠償 ① 使用者は、使用に際し、クレーンホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。 ② 市は、使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責めを負いません。	1 使用許可の取消し等 ・ 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。 ① 条例またはこの条例に基づき規則に違反して使用しようとし、または使用したとき。 ② 許可の条件に違反したとき。 ③ 換りその他の不正の手段により許可を受けたとき。 ④ その施設等委員会が使用を不適当と認めるとき。 ⑤ その他使用に關して、委員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。 ⑥ 災害その他公益上必要が生じたとき。 2 使用料の返還 ・ 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。 ① 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき。 全額 ② クレーンホールの管理上の都合により施設を使用できないとき。 全額 ③ 条例第6条の規定によりホール、展示ホールおよびこれらと同時に使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額 ④ 条例第6条の規定により和室、練習室、展示ホールおよび活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 7割相当額 ⑤ 条例第6条の規定により和室、練習室、展示ホールおよび活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額 ⑥ 市長が特に認付する必要があると認めるとき。 市長が定める額 3 損害賠償 ① 使用者は、使用に際し、クレーンホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。 ② 市は、使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責めを負いません。

付 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

議第 9 号

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 4 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則

草津市立教育研究所規則（昭和 55 年草津市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 4 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（専決事項）

第 4 条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 教育研究所の行う各種事業の企画実施に関すること。
- (2) 教育研究所の管理および運営ならびに職員の服務に関する軽易な事項に関すること。
- (3) 草津市教育委員会事務決裁規程（昭和 52 年草津市教育委員会訓令第 3 号）別表第 1 号および第 3 号の課長の専決事項に関すること。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

草津市立教育研究所規則（昭和55年教育委員會規則第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第1条～第3条（略） （専決事項） 第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) <u>教育研究所の行う各種事業の企画実施に関すること。</u> (2) <u>教育研究所の管理および運営ならびに職員の服務に関する軽易な事項に関すること。</u> (3) <u>草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年草津市教育委員会訓令第3号）別表第1号および第3号の課長の専決事項に関すること。</u> 第5条～第9条（略） 付 則 <u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u>	第1条～第3条（略） 第4条～第8条（略）

議第10号

草津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和3年3月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会公印規則（平成４年草津市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１０の項中「学校教育課長」を「教育研究所長」に改める。

付 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

草津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)		旧 規 則	
第1条～第12条 (略) 別表第1 (第2条関係)		第1条～第12条 (略) 別表第1 (第2条関係)	
公印公印の名称 番号	ひな型番号	用途	管理者
(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
10 草津市立教育研究所長之印	10 草津市立教育研究所長之印	所長名をもって発する文書用	学校教育課長
(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
別表第2 (第2条関係) 様式第1号～様式第2号		別表第2 (第2条関係) 様式第1号～様式第2号	
(略) (略)		(略) (略)	

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議第 1 1 号

草津市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 4 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減および利便性の向上を図るため、草津市教育委員会規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 草津市教育委員会規則で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議第 12 号

草津市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 24 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令
(趣旨)

第1条 この訓令は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減および利便性の向上を図るため、草津市教育委員会訓令で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 草津市教育委員会訓令で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該訓令の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

議第13号

草津市学校教職員結核性疾患取扱規程を廃止する訓令案

上記の議案を提出する。

令和3年3月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市学校教職員結核性疾患取扱い規程を廃止する訓令
草津市学校教職員結核性疾患取扱い規程（昭和29年草津市教育委員会規程第6号）
は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。